

管理運営規程

東京都立赤羽北桜高等学校管理運営規程

6 北 桜 高 第 1 号
令 和 6 年 4 月 1 日
校 長 決 定

第 1 目的

この規程は、法令及び東京都教育委員会規則等の定めるところに従い、東京都立赤羽北桜高等学校（以下「本校」という。）の管理運営に関し、必要な基本的事項を定め、円滑かつ効果的な学校運営を推進することを目的とする。

第 2 事案決定

本校における事案決定は、東京都立学校事案決定規程等に基づき、原則として文書により行う。

第 3 校長

校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第 4 副校長

- 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどり、及び校務を整理する。
- 副校長は、校長の命を受け、所属職員（経営企画室の所属職員を除く。）を監督し、及び必要に応じ生徒の教育をつかさどる。

第 5 主幹教諭

- 主幹教諭は、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。
- 主幹教諭は、担当する校務について、所属職員（経営企画室の所属職員を除く。）を監督する。

第 6 指導教諭

指導教諭は、生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

第 7 主任教諭及び主任養護教諭

主任教諭又は主任養護教諭は、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭又は養護教諭の職として、以下の役割を担う。

- 校務分掌などにおける学校運営上の重要な役割
- 指導・監督層である主幹教諭の補佐
- 同僚や若手教員への助言・支援などの指導的役割

第 8 経営企画室（課）長

経営企画室（課）長は、校長の命を受け、経営企画室の事務を統括処理する。

第 9 校務分掌組織

校務に関する分掌組織は、次のとおりとする。

- 部（以下の各部を置く）

教務部：教育課程の編成及び実施、教科書及び教材の取扱等、教務に関すること、ならびに情報セキュリティ及び個人情報に関する事項、コンピューターの指導、コンピューター教室の管理等、ＩＣＴに関することを所掌する。

生徒指導部：生活指導、生徒会指導及び生徒会関係諸行事等、生活指導に関することならびに読書指導及び図書館、視聴覚室の運営等、ならびに教育相談、健康管理、健康診断、環境整備等、保健に関することを所掌する。

進路相談部：進路指導計画及び進路相談、進路指導関係調査等、進路指導に関する事を所掌する。

総務探究部：探究活動に関すること、地域連携に関すること及び学校要覧の作成等、庶務に関することを所掌する。

2. 学年

第1学年、第2学年及び第3学年を置く。

3. 学科

(1) 家庭学科及び福祉学科を置く。

(2) 家庭学科及び福祉学科主任を置く。

(3) 家庭学科に保育・栄養科、調理科を、福祉学科に介護福祉科を置く。

(4) 保育・栄養科、調理科、介護福祉科に科主任を置く。

4. 教科

(1) 国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、芸術、家庭、外国語、情報、福祉の各教科を置く。

(2) 国語、地理歴史・公民、数学、理科、保健体育、芸術、家庭、外国語、情報、福祉に教科主任を置く。

5. 企画調整会議

6. 職員会議

7. 科会

学科内の各科に科会を置く。

8. 教科会

教科主任を置く教科に教科会を置く。

9. 委員会

教育課程検討委員会、教科書選定委員会、安全衛生委員会、防災教育推進委員会、学校開放事業委員会、学校保健委員会、省エネ委員会、学校いじめ対策委員会

校内研修委員会、海外修学旅行委員会、予算調整委員会、入学者選抜委員会、業者選定委員会、食育推進委員会

10. 学校運営連絡協議会

11. 部活動の指導

教育活動の一環として部活動を設置し、適切に運営する。部活動に関する事項については生活指導部の所掌とし、各部活動の指導業務は、当該部活動の指導を分掌する職員及び指導を委嘱された者が行う。

12. 情報セキュリティ及び個人情報保護

情報セキュリティ及び個人情報保護に関する事項については、教務部の所掌とする。

13. その他

校長が必要と認めたときは、その他の分掌組織を置くことができる。

第10 経営企画室組織

経営企画室の事務は、経営、庶務、経理及び施設その他の事務とする。

第11 企画調整会議

1. 目的

企画調整会議は、校長の補助機関として、校長の学校運営方針に基づき、学校全体の業務に関する企画立案及び連絡調整、各分掌組織間の連絡調整、職員会議における議題の整理、その他校長が必要と認める事項を行い、円滑かつ効果的な学校運営を推進する。

2. 構成員

校長、副校長、経営企画室（課）長、課長代理、各分掌主任、各学年主任、各科主任とする。

3. 開催

定例会は、原則として毎週一回開催する。

4. 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

5. その他、必要な事項は、校長が定める。

第12 職員会議

1. 目的

職員会議は、校長の補助機関として、次に掲げる事項のうち、校長が必要と認めるものを取り扱う。

- (1) 校長が学校の管理運営に関する方針等を周知すること。
 - (2) 校長が校務に関する決定等を行うに当たって、所属職員等の意見を聞くこと。
 - (3) 校長が所属職員等相互の連絡を図ること。
2. 構成員
常勤の教職員。ただし、校長が認めた場合は他の職員も参加できる。
3. 開催
定例会は、原則として月1回開催する。
4. 招集
校長が招集し、その運営を管理する。
5. 司会
校長が選任する。
6. 記録
校長が記録者を選任する。記録者は、会議の要旨を会議録として取りまとめ、会議終了後、直ちに会議録を校長に提出し、会議の要旨が正確に記載されているかの確認を受けなければならない。
7. 運営
 - (1) 報告、意見聴取及び連絡に関する事項は、企画調整会議を経た上、事前に資料を添付し副校長に提出する。
 - (2) 校長の意思決定に資するため、職員会議において、必要に応じて構成員の意見を聞くことはあるが、校長の意思決定を拘束するものではない。

第13 科会

1. 目的
科主任が中心となって、各科における指導の目標、方針の共有及び専門教育に関する指導の総合的な調整、施設・設備計画の運営等、科の教育活動を円滑に進める体制を確保するため、校務分掌組織の一つとして科会を設置する。
2. 所掌事項
 - (1) 科目別の具体的な学習目標の策定及び検証に関すること。
 - (2) 「年間授業計画」に関すること。
 - (3) 「週ごとの指導計画」の点検に関すること。
 - (4) 授業の進度や指導内容の確認に関すること。
 - (5) 定期考查及び学習評価に関すること。
 - (6) 教科書選定に関すること。
 - (7) 教務部との連絡・調整に関すること。
 - (8) 外部講師及び関係機関・地域との連絡・調整に関すること。
 - (9) 組織的な教科指導において、校長が特に必要と認めること。
3. 構成員
同一教科の全ての常勤の教員とする。そのほかに、教科指導上の必要に応じ非常勤教員、実習助手を加える。
4. 開催
定例的な科会を、原則として月1回開催する。
年間計画に基づく科会を、年間授業計画策定期(年1回)、定期考查前(年5回)、成績評定期(年3回)、OJT関係実施時期(年3回)に開催し、各学期当初までに開催日を決定する。
その他、必要に応じて臨時の科会を開催する。
5. 招集
科会は、科主任が招集する。
科主任は、校長、副校長に、科会の開催状況を報告する。

第14 教科会

1. 目的
教科主任が中心となって、各教科における指導の目標、方針の共有及び授業進度の調整並びに教科指導に関する人材育成を円滑に進める体制を確保するため、校務分掌組織の一つとして教科会を設置する。
2. 所掌事項
 - (1) 教科別の具体的な学習目標の策定及び検証に関すること。

- (2) 「年間授業計画」に関すること。
- (3) 各教員が作成する「週ごとの指導計画」の点検に関すること。
- (4) 授業の進度や指導内容の確認に関すること。
- (5) 定期考查及び学習評価に関すること。
- (6) 教科書選定に関すること。
- (7) 教務部との連絡・調整に関すること。
- (8) 組織的な教科指導において、校長が特に必要と認めること。
- (9) 教科指導力の向上に必要なOJTに関すること。

3. 構成員

同一教科の全ての常勤の教員とする。

4. 開催

定期的な教科会を、月1回開催する。

年間計画に基づく教科会を、年間授業計画策定時（年1回）、定期考查前（年5回）、成績評定前（年3回）、OJT関係実施時期（年3回）に開催し、各学期開始前までに開催日を決定する。その他、必要に応じて臨時の教科会を開催する。

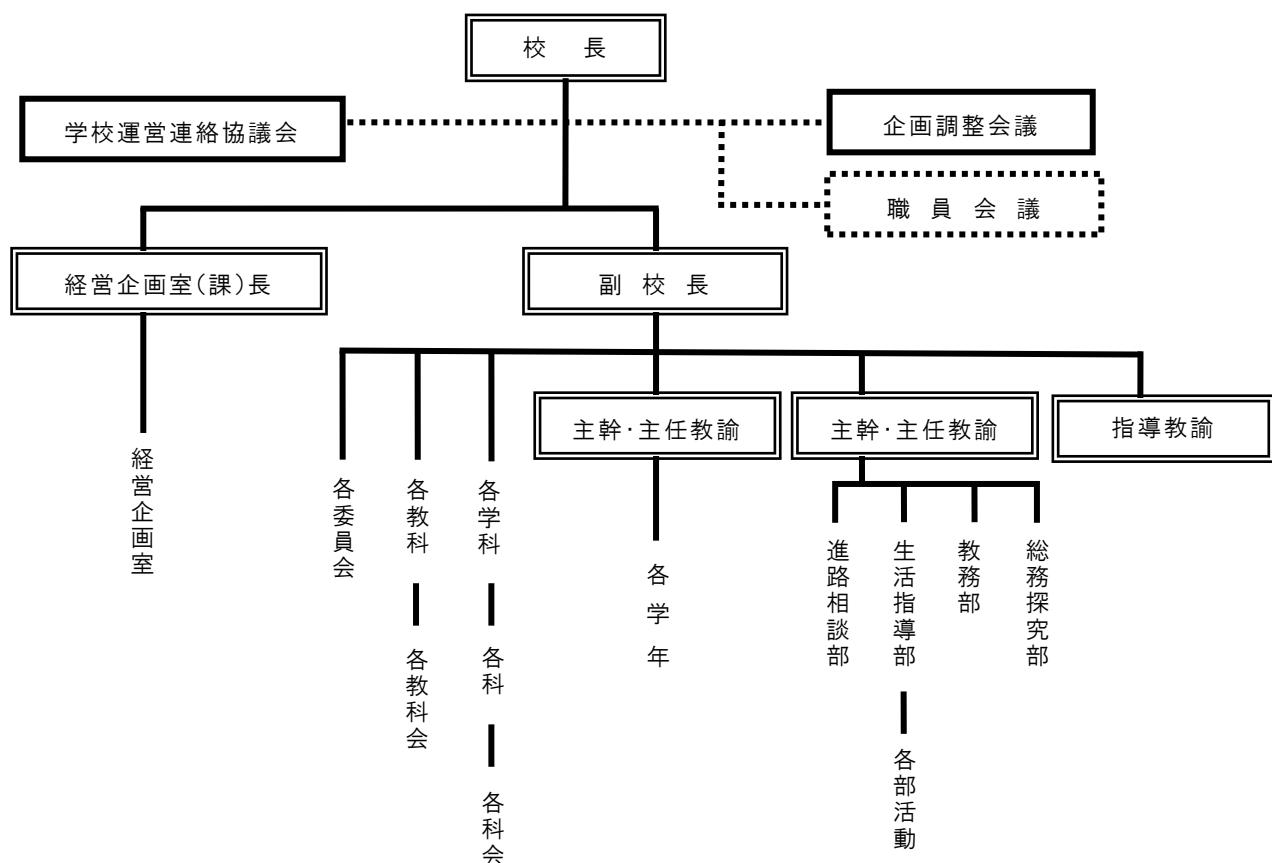
5. 招集

教科会は、教科主任が招集する。

教科主任は、校長、副校長に、教科会の開催状況を報告する。

第15 分掌組織図

分掌組織図は、次のとおりとする。



第16 人事

分掌組織を構成する人事については、東京都教育委員会の権限に属するもののほかは、校長が定める。

第17 予算

校内予算の構成等については、「東京都立学校の予算編成等に係る規程」に基づき、適正かつ効率的な運営を図る。

第18 校内規定

校長は、この規程に基づき、その他の校内規定を定める。

第19 情報開示

この規程及びその他の校内規定については、保護者及び都民等の閲覧に供することができるよう整備する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。